

議案第 25 号

公民館運営審議会委員委嘱の件

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項の規定により、次のとおり公民館運営審議会委員を委嘱する。

令和 8 年 4 月 20 日提出

美唄市教育委員会  
教育長 石塚 信彦

（委嘱する者） 【任期 令和 8 年 4 月 21 日～令和 9 年 12 月 31 日】

氏名	住所	所属団体	備考
神内 貴満	美唄東中学校	学校関係	新任

（解嘱する者）

氏名	住所	所属団体	備考
横井 隆志	美唄東小学校	学校関係	

議案第 25 号参考資料

【関係条文抜粋】

社会教育法

第五章 公民館

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

美唄市立公民館条例（昭和 44 年条例第 32 号）

（公民館運営審議会の設置）

第 17 条 法第二十九条第 1 項の規定に基づき、第 2 条に規定する公民館に、公民館運営審議会(以下「審議会」という)を置く。

（審議会の委員の委嘱、定数及び任期）

第 20 条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。〔法第 30 条第 1 項〕

- 2 委員の定数は 10 人とし、任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、残任期間とする。
- 3 委員が第 1 項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解職することができる。